

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年7月15日 (第1回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	長野市 202011
地域名 (地域内農業集落名)	26 七二会地区 <small>(飯森,瀬脇,蓮,矢沢,新屋,赤坂,論地,滝屋,坪根,倉並,五十平,谷原,定谷,古間,狸尾,塩,市場,平出,知足院,大久保,橋詰,岩草,中尾,遠見,上戸倉,小坂組,大安寺,笹平)</small>

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	129 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	129 ha
② 田の面積	34 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	95 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	13 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)遊休農地面積1ha(うち1号遊休農地1ha、2号遊休農地0ha)	
※ ⑤は、長野市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が困難である。 ・枝豆の生産組合が地区内にいくつかあるが、鳥獣被害や販売価格の低減、生産者の高齢化などの要因で現在は活動を行っていない。 ・不在地主の増加に伴い、農地の荒廃化が進み、野生鳥獣による農作物への被害拡大につながっている。 ・急傾斜地等が多く、機械化が進まないことから、農地の集約・集積化には、区画整理やため池整備など基盤整備事業が必要である。 ・新規就農者が移住しやすい環境(農地・住居)づくりが必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・自給的農家が多く、自家用の果樹・野菜及び稲作等の耕作により、農地の管理を継続し荒廃化を防ぐ。また、今ある農地を荒らさないため、中山間地域等直接支払制度を活用しながら維持に努める。
- ・高齢化が進む中で、農業の拡大・維持は難しいことから地区外からの移住促進を進め、担い手を確保しながら農地の荒廃化を防いでいく。
- ・ズッキーニやワイン用ぶどうなど新たな作物の生産を推進し、耕作放棄地の発生抑制に努める。
- ・少ない労働力で生産が可能なソルガムについて、市や大学等の機関と連携しながら研究・検討を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には担い手を中心に実情に応じ次の耕作者を選出するほか、新規就農者の育成を促進することで対応していく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率

1.4 %

将来の目標とする集積率

35 %

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

小規模で自給自足の農家が多く集約化は難しい点があるが、中山間地域等直接支払制度を活用しながら現状を維持し、可能な限り集団化と集約化を進めていく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通じて可能な限り進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

農業委員会による利用状況調査の結果を長野市農業公社と共有し、地域の農地状況を把握することで新規就農者及び規模拡大を目指す既存農業者への農地の貸借等が速やかに行えるようにする。

(3) 基盤整備事業への取組

狭小な農地が多く、農業の生産効率の向上を図るため、農地の区画整理や農道、用排水路の新設・改修及びため池の整備など基盤整備事業の実施について検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

新規就農者の受入れを促進するため、将来的な農地の利用方針や空き家に関する情報収集と所有者の意向確認を行うとともに、比較的条件の良い遊休農地の維持管理を実施するための組織づくりについて検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

農協等、農業支援サービスを提供する事業者は地域内になく、個人間での作業受委託にとどまっている。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

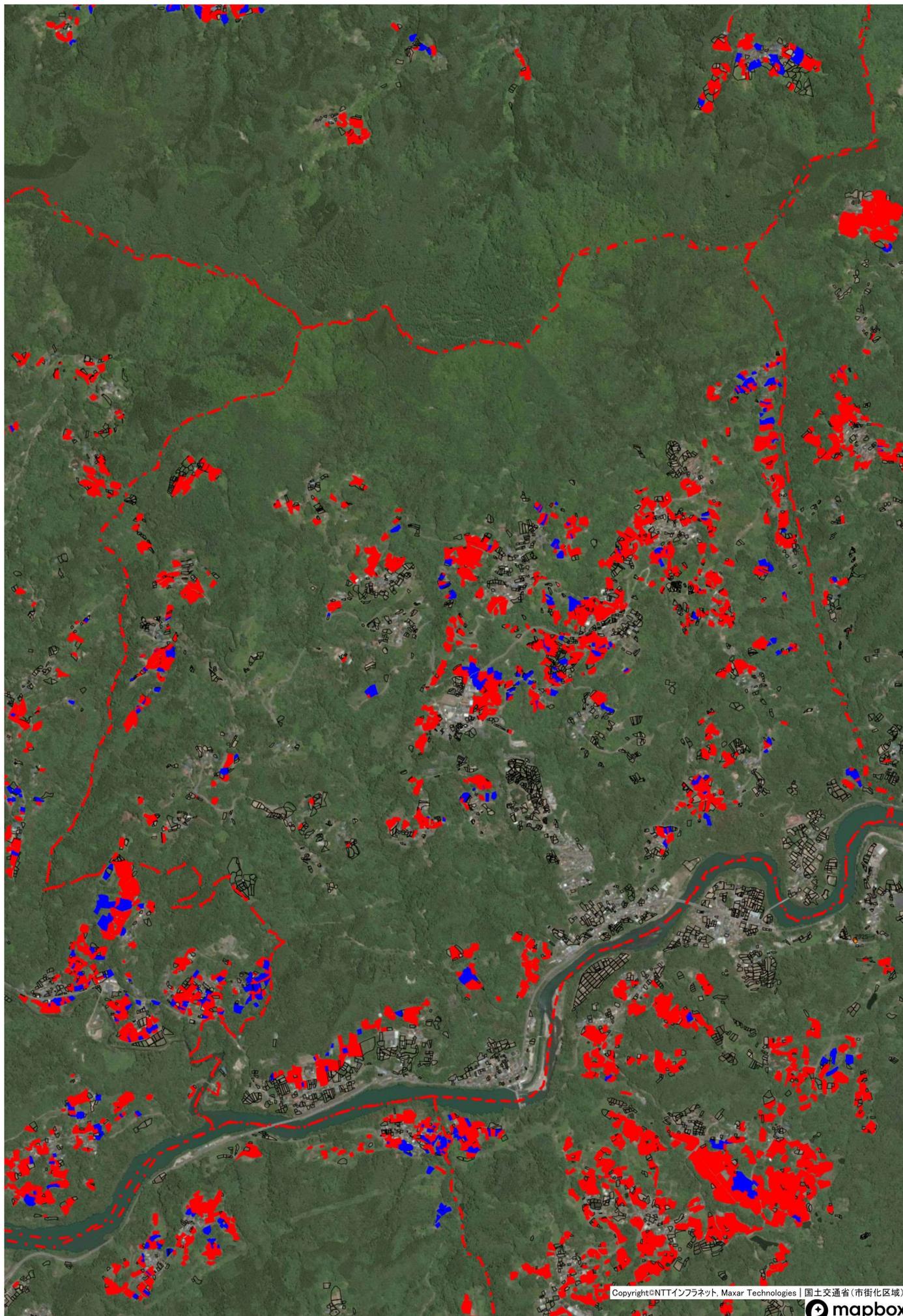
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。



Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)



青：現耕作者が耕作

赤：今後検討等（令和元～2年度実施の人・農地プランアンケートを基本に作成）